

「丹後地域路線バス利便向上協議会」規約

（設置）

第1条 宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町及び与謝野町地域においては、今後、利用者の確保が困難になる中、地域住民との連携による利用促進を行うとともに、「海の京都」事業等により見込まれる観光客の利用も促すことで、丹後地域全体の公共交通の利便を向上させ、地域の活性化に寄与することを目的に「丹後地域路線バス利便向上協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整及び実施等を行う。

- (1) 路線バスを丹後地域全体で、より便利で使いやすい公共交通とするため、宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町及び与謝野町が連携して諸課題を改善するための計画（以下「連携計画」という。）及び地域住民等と連携して取組を進めるための計画（以下「協働推進事業計画」という。）の作成
- (2) 連携計画及び協働推進事業計画の実施
- (3) 連携計画及び協働推進事業計画に係る取組実績の把握
- (4) 連携計画及び協働推進事業計画に係る継続的な見直し
- (5) その他、路線バス運行に伴う利便の向上に向けた取組全般に関する事

（計画の実行）

第3条 連携計画及び協働推進事業計画の実施に当たっては、協議会及びその委員並びに委員の所属団体をはじめ、連携計画及び協働推進事業計画の「実施主体」欄に記載の者が、それぞれの立場で、主体的に取り組むものとし、PDCAサイクルに則り取組を継続的に行うよう努めるものとする。

- 2 委員は、地元住民、地元企業、その他路線バスを便利にしようという思いのある者に、取組を働きかけるものとする。

（情報の公開）

第4条 前2条に係る協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民等に情報を提供し、意見を聞くものとする。

（組織）

第5条 協議会は別表1に掲げる委員により構成する。

（座長）

第6条 協議会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は協議会の会務を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 5 前項に定める専門部会の構成員は、座長が別に定める。

(会議)

第7条 会議は座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 第2条に規定する協議会の所掌事項を円滑に行うため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、京都府丹後広域振興局企画総務部企画振興室、宮津市企画総務室、京丹後市企画総務部企画政策課、伊根町総務課及び与謝野町企画財政課により構成する。

3 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって当てる。

(その他)

第9条 この協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）（以下「法」という。）第5条第6項に規定する協議会の性格を有するものとし、継続的に見直される連携計画は、法第5条第1項に定める「地域公共交通総合連携計画」（以下、「総合連携計画」という。）に位置づけることができるものとする。

2 第2条に規定する所掌事項の執行に当たって、連携計画及び協働推進事業計画として、国から認定を受けた事業について、国庫補助事業である「地域協働推進事業」を活用する場合、関係する事務は協議会が行うものとする。

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、座長が別に定める。

2 前条第2項について、適正な執行を確保するため、「丹後地域路線バス利便向上協議会」財務規程、「丹後地域路線バス利便向上協議会」文書取扱規程、「丹後地域路線バス利便向上協議会」公印取扱規程及び「丹後地域路線バス利便向上協議会」監査実施規程を別に定める。

附 則

この規約は、平成25年8月28日から施行する。

別表 1

「丹後地域路線バス利便向上協議会」委員

地元利用者代表

地元経済界代表

学識経験者

交通事業者の代表者等

関係地方公共団体等

公安委員会

道路管理者

国土交通省近畿運輸局